

令和7年10月17日提出

諫早市土地利用政策の策定に向けた

第1回諫早市土地利用政策策定検討協議会開催

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和7年10月17日(金) 9時30分～12時00分
場 所	諫早市役所 本館5階 大会議室
内 容	【内容】 第1回諫早市土地利用政策策定検討協議会が開催され設置要綱に基づき会長と職務代理者が決定しました。 ・委員数 18人 ※委員の構成は、学識経験者、産業界、大学生、金融界等の各代表者など幅広い分野から構成 【会長及び職務代理者】 学識経験者の中から会長及び職務代理者が決定 ・会長 松田 浩(まつだ ひろし) 長崎大学 名誉教授 ・職務代理者 加藤 久雄(かとう ひさお) 鎮西学院大学 教授 ※当日の議事要旨は後日市ホームページに掲載予定です。
問い合わせ先	諫早市 建設部 都市政策課 担当:宮崎、中島、川岡 電話番号:0957-22-1500(内線2350、2351) E-mail:toshi_seisaku@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備 考 (記事解禁日等)	

諫早市土地利用政策策定検討協議会設置要綱

（設置）

第1条 諫早市における土地利用政策の策定にあたり、幅広い観点からの意見を反映させるため、諫早市土地利用政策策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 協議会は、市長からの求めに応じ土地利用政策の策定にあたり、次に掲げる事項について協議する。

- （1）都市計画区域の再編、及び区域区分に関すること。
- （2）立地適正化計画の策定に関すること。
- （3）特定用途制限地域の決定に関すること。
- （4）開発及び建築等に関する各種条例の制定に関すること。
- （5）その他土地利用政策に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）不動産・建設・建築分野の関係者
- （3）金融・商工分野の関係者
- （4）農業分野の関係者
- （5）交通分野の関係者
- （6）消防・防災分野の関係者
- （7）医療・福祉分野の関係者
- （8）学校・教育分野の関係者
- （9）認可地縁団体又は婦人会の関係者
- （10）学生
- （11）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験を有する者の中から委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

諫早市土地利用政策策定検討協議会委員名簿

番号	分 野	役 職	氏 名
1	学識経験者	会 長	松 田 浩
2		職務代理者	加 藤 久 雄
3			鶴 田 貴 明
4			林 田 敏 郎
5	不動産・建設・ 建築		敷 島 知 章
6			宮 崎 英 之
7			中 嶋 一 也
8			森 浩
9	金融・商工		早 田 義 教
10			田 口 幸 予 子
11	農業		久 本 純 造
12	交通		酒 井 明 仁
13	消防等		橋 本 憲 和
14	医療等		寺 井 雄 一
15	学校等		石 山 雅 晴
16	市民代表		古 賀 文 朗
17			西 村 久 美 子
18	学生		井 上 哩 菜